

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○北海道公債の定時償還の抽せんの実施..... (財政課)	85
○一般競争入札の資格に関する公示..... (職員厚生課)	86
○一般競争入札の実施..... (職員厚生課)	87
○一般競争入札の資格に関する公示..... (統計課)	88
○一般競争入札の実施..... (統計課)	89
○産業廃棄物処理施設設置許可申請の内容の概要等..... (循環型社会推進課)	90
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	90
○平成16年歯科技工士試験の実施..... (地域保健課)	91
○生活保護法による介護機関の指定..... (保護課)	92
○生活保護法による指定介護機関の届出..... (保護課)	92
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出(2件)..... (地域産業課)	92
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	93
○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出..... (地域産業課)	94
○大規模小売店舗立地法第6条第5項(廃止)の届出..... (地域産業課)	94
○土地改良法による道営換地計画の決定(2件)..... (農地調整課)	95
○国土調査の成果の認証..... (農地調整課)	95
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	95
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	95
○土地改良区連合の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	95
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	95
○平成16年度北海道立農業大学の研修部門におけるニューリーダー養成研修等の実施..... (農業改良課)	95
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課)	96
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課)	96
○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件)..... (治山課)	98
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	99
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	102
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	103

○道路の区域の変更..... (道路整備課)	103
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	104
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	104
○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災課)	105
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災課)	106
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災課)	106
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出..... (都市環境課)	107
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (物品管理課)	107

公 表

○知事表彰の受賞者..... (人事課)	107
○平成15年度補正予算の要領..... (財政課)	108

支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	109
○特定調達契約に係る入札の公告.....	109
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	110
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	110

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	110
-----------------	-----

道旭川土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	111
-----------------	-----

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	112
------------------------	-----

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	113
------------------------	-----

道公安委員会規則

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	113
--------------------------------------	-----

道公安委員会告示

○風営適化法施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定.....	118
--	-----

道警察本部告示

○取消処分者講習会実施規程の一部を改正する規程.....	118
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	122

告 示

北海道告示第2127号

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから人権を
考えてみませんか

北海道公債の元金に係る平成16年2月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。
平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 償還銘柄及び償還金額

銘	柄	償 還 金 額
北海道第21回2号公債		10億2,000万円
北海道第21回3号公債		9億円
北海道第21回4号公債		6億6,000万円
北海道第21回5号公債		8億4,000万円
北海道第22回1号公債		9億円
北海道第22回2号公債		9億円
北海道第22回3号公債		9億円
北海道第22回4号公債		10億5,000万円
北海道第22回5号公債		10億5,000万円
北海道第22回6号公債		7億5,000万円
北海道第22回7号公債		9億3,000万円
北海道第22回8号公債		6億6,000万円

2 償 還 期 日 平成16年2月20日（金）

3 抽せん日時 平成16年1月7日（水）午後2時

4 抽せん場所 株式会社 北洋銀行本店 札幌市中央区大通西3丁目11番地

5 抽せん方法 電子計算機抽せん

北海道告示第2128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び業務委託の種類

平成15年度において道が締結しようとする職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析業務委託に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本社又は営業所を有するものであること（非営利の法人・団体を除く。）。
- (2) 平成16年1月6日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

(4) 道税を滞納していないこと。

(5) 入力・集計・分析業務に関する経験と知識を有していること。

(6) 原則として、過去2年間において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績が無くても業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者も含めるものとする。

(7) 分析及び対処方法を含んだ考察にあつては、産業保健に係る専門知識を有する者（精神科専門医、臨床心理士等）が担当すること。

(8) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合がおおむね80パーセント以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数がおおむね4分の3以上であること。

(9) 新規雇用の募集にあつては、原則としてハローワークに対する求人申込みにより行うこと。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(2)に掲げる資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 平成15年12月19日（金）から25日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝祭日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部職員厚生課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2129号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 委託契約名称 職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析業務

(2) 委託契約業務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による

(3) 委託契約期間 契約締結の日から平成16年3月25日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2128号に規定する職業性ストレス簡易調査の入力・集計・分析業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部職員厚生課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館7階4号研修室

(2) 入札日時 平成16年1月6日(火)10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第146条に基づき見積り契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額

を含む。)の100分の5以上を納める。

(2) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成15年12月25日(木)

(2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者がした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務職員厚生課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-231-4111 内線 22-345

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金

を徴収し、又は契約を解除することがある。

- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

北海道告示第2130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び委託業務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年12月19日に一般競争入札の公告を行う2003年漁業センサス電算処理業務委託契約
- (2) 資 格 2003年漁業センサス電算処理業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 2003年漁業センサス電算処理業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年12月19日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。
- (5) 平成15年12月19日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 大型電子計算機を有しており、プログラマー及びオペレーターが各1名以上いること。
- (7) 道で貸与する以下のプログラムが使用可能であること。

電 算 機 の 機 種		プログラムのOS
HITAC	Mシリーズ又はSシリーズ	VOS3
FACOM	Mシリーズ、グローバルサーバ-GSシリーズ又はグローバルサーバ-PRIMEFORCE	OSV/XSP又はOSV/MSP

- (8) ベリファイ機能を有するデータエントリー機器を10台以上有していること。

- (9) キーパンチャー要員が10名以上いること。
- (10) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。
- (11) プログラムの不具合等に迅速かつ的確に対応するため、中央指導体制を有する全国的なネットワークに加盟していること。
- (12) 道が指定する記録媒体及び記録仕様で納品が可能であること。
- (13) 札幌市内に(6)から(9)までに掲げる設備及び人員を有し、道の指示により随時に来庁し（同一日に複数回来庁願うことがある。）進行管理に係る打合せや入力原票の授受、成果品の納品ができること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年12月19日（金）から平成16年1月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月28日から1月3日までを除く。）

- ア 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで
- イ 申請書の提出方法 持参提出するものとし、郵送等は、認めない。
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道総合企画部統計課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2131号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2003年漁業センサス電算処理業務
- (2) 業務内容 入札説明書及び2003年漁業センサス電算処理委託業務処理要領による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成16年3月25日まで
- (4) 納入場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2130号に規定する2003年漁業サンセス電算処理業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館4階 石狩支庁大会議室
- (2) 入札日時 平成16年1月16日（金）午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の金額が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書作成の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期間 平成15年12月19日（金）から平成16年1月8日（木）まで
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成15年12月24日（水）午後2時

イ 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟4階4号会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部統計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 687

- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2132号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

- (1) 申請年月日
平成15年11月21日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
北海道網走郡美幌町字高野92番地1
美幌運送株式会社 代表取締役 大原 功造
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
北海道網走郡美幌町字高野105 - 3、106、110 - 5
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口（安定型最終処分場）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

- (1) 縦覧の場所及び時間
北海道網走支庁地域政策部環境生活課及び美幌町民生部環境生活課
午前8時45分から午後5時15分まで
- (2) 縦覧の期間

平成15年12月19日から平成16年1月19日まで（日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び網走支庁においては平成15年12月29日から平成16年1月3日まで、美幌町においては平成15年12月31日から平成16年1月5日までの期間を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域政策部環境生活課）に平成16年2月3日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第2133号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
大滝まちづくり観光協会	乗松 良治	有珠郡大滝村字優徳町113番地	この法人は、『次世代に遺すまちづくり』というテーマのもと、大滝村及び周辺地域の「豊かな自然と観光産業振興等経済の活性化が調和するまちづくり」、「文化・芸術・スポーツにいそしむまちづくり」、「心豊に安心して暮らせるまちづくり」に係わる事業を展開し、豊かなまちづくりのモデルケースを創出・維持・発展させることによって、大滝村及び周辺地域に貢献することを目的とする。	平成15.11.21
ボエム	太田 隆夫	札幌市清田区真栄1条2丁目4番1号 協信ビル	この法人は、地域や関係団体と連携をとりながら、精神障がい、知的障がいのある方の社会的な自立支援を行う作業所運営、職場の提供及びノーマライゼーション社会の実現のための啓蒙普及の活動を通して社会福祉の発展に寄	同 15.11.25

			与することを目的とする。	
フォーラムネット白石	高橋 唯之	札幌市白石区東札幌2条4丁目8番16号 アピアー1・C号室	この法人は、一人ひとりの善意に根ざした様々な諸活動を展開し、「明るく住みよい社会づくり」のネットワークを広げていくことの一助をなし、もって人と人、人と自然の間に、調和のとれた明るい平和な生きがいのある地域社会の実現に寄与していくことを目的とする。	平成15.11.25
ディスカバリー	スコットウォーカー	虻田郡倶知安町字山田170番地5	この法人は、児童、学生、一般を対象にキャンプ、トレッキング等の自然体験プログラムや自然の素材を活かしたミニスクールの実施を通して、持久力や強い精神力を養うと共に自然との共存の仕方を学ぶことにより、社会教育及び子どもの健全育成を促進し、環境保全に寄与することを目的とする。	同 15.11.26
楽しいモグラクラブ	平田 眞弓	札幌市北区北19条西3丁目2番33-100号	この法人は、不登校、ひきこもりなど、様々な悩みを抱えながら自分らしい生き方を捜す人達や、育児に悩む親等、地域共同体の空洞化によって社会から孤立した状態におかれた人達を対象として、円滑な社会参加、家庭生活を実現するための支援に関する事業を行い、地域住民同士のコミュニケーションを活発化させることによって、青少年、子どもの成長に最善の環境を整え、すべての人が尊厳ある健康で文化的な生活を営める環境を作り、広く公益に寄与することを目的とする。	同 15.11.27
クリオネ	高志 博明	札幌市北区北28条西10丁目1番7号 OKマンション1F	この法人は、精神障がい者通所型施設や住居型施設の運営などを中心に精神障がい者が安心していられる場所を提供し、地域生活して行く力を身につけることを支援します。	同
こそだてねっわあく	水澤佳寿子	札幌市中央区北2条西2丁目16	この法人は、保護育成が必要な幼児・低学年児童に対して、その安全を保障し自立を促す生活の場を提供し、子育てを楽しむための親子参加イベント等を行う子育て支援・子育てに関する調査研究及びイベント開催等を通して、	同 15.11.28

			子育てのネットワークづくりと地域における子育ての拠点づくりを行い、子どもの健全育成、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	
PGサポート協会	茂田 明儀	札幌市北区百合が原10丁目7番18号	この法人は、誰もが楽しめるパークゴルフの普及発展を目指し、初心者向け講習会や競技会の開催及びゴルフ場の管理運営などの環境整備に係る事業を実施することにより、市民の心身の健康増進と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。	同

北海道告示第2134号

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）附則第2条の規定により、平成16年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 試験の期日及び場所

(1) 学説試験

期 日 平成16年2月26日（木）午前10時～午後4時

場 所 北海道庁赤れんが庁舎（札幌市中央区北3条西6丁目）
上川合同庁舎（旭川市永山6条19丁目1-1）

(2) 実地試験

期 日 平成16年2月27日（金）午前9時30分～午後4時20分

場 所 札幌歯科学院専門学校（札幌市中央区南7条西10丁目）
北海道歯科技術専門学校（北広島市中央3丁目4番地1）
旭川歯科学院専門学校（旭川市神居2条12丁目2番16号）

2 受験願書受付期間

直接持参の場合は、平成16年1月16日（金）から30日（金）までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、書留郵便とし、平成16年1月30日（金）までの消印のあるものに限る。

3 受験願書提出場所

- (1) 道内に居住地を有する者にとっては、その居住地を所管する保健所
- (2) 道外に居住地を有する者にとっては、北海道保健福祉部地域保健課

4 歯科技工士試験の実施の詳細については、次の方法で閲覧に供する。

- (1) 北海道保健福祉部地域保健課並びに札幌市、小樽市、函館市、旭川市の保健所及び道

立保健所において閲覧に供する。

(2) 北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.jp/）上に掲載する。

5 試験についての問い合わせ先

〒060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部地域保健課歯科栄養健康グループ

電話 011 - 231 - 4111 内線 25 - 472

北海道告示第2135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

なお、そのサービスの種類、住所及び指定年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

有限会社あゆみ介護サービス(北見市)	POPケア苫小牧(苫小牧市)
訪問介護ステーションわかさ(苫小牧市)	デイサービスセンターわかさ(苫小牧市)
ケアサービスセンターわかさ(苫小牧市)	ヘルパーステーション優(稚内市)
みなみケアセンター(赤平市)	勤医協そらちヘルパーセンターいきいき(歌志内市)
ヘルパーステーションミントハウス(上磯町)	有限会社みんと美幌ケアセンター(美幌町)
株式会社コムスンわらびケアセンター(釧路町)	介護サポート第一共栄(釧路町)
訪問看護ステーションしのめ(千歳市)	ケアプランセンターしのめ(千歳市)
デイサービスわかば(函館市)	デイサービスハーモニー大黒通り(函館市)
デイサービスセンターさくら(江別市)	老人保健施設いきいき(北見市)
青葉病院通所リハビリテーション(苫小牧市)	ふれあい〜朝里(小樽市)
グループホームだんらん紋別(紋別市)	グループホーム「里の家」(名寄市)
グループホームめぐみ(大野町)	グループホーム菜(釧路町)
グループホーム陽だまり(小清水町)	有限会社ふれあいくねっぶ(訓子府町)
指定居宅介護支援事業所ひなたぼっこ(函館市)	株式会社コムスン小樽長橋ケアセンター(小樽市)
阿久津内科居宅介護支援事業所(小樽市)	セフティファースト居宅介護支援事業所(北見市)
指定居宅介護支援事業所コスモス(苫小牧市)	居宅介護支援事業所虹ヶ丘(夕張市)
株式会社リセラヘルパーステーションクオレ(函館市)	指定訪問介護事業所ニューライフたんぼぼ(帯広市)
株式会社健康会ヘルパーステーションしらかば(苫小牧市)	
医療法人社団美生会釧路第一病院グループホームさくら苑(釧路市)	
有限会社一の秋野入船十字街ケアプランセンター(小樽市)	

北海道告示第2136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2

の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

なお、そのサービスの種類、住所及び届出年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 変更の届出
 デイサービスセンターハーブガーデン新十津川（（住所）新十津川町字中央515番地8）
 特定施設入所者生活介護ケアハウスハーブガーデン新十津川（（住所）新十津川町字中央515番地8）
- 2 廃止の届出
 有限会社シルバーハウス北の宿（函館市） 入船十字街薬局居宅介護支援事業所（小樽市）
 POPケア苫小牧（苫小牧市） 訪問看護ステーションしのめ（千歳市）
 ケアプランセンターしのめ（千歳市） 医療法人今川医院（江差町）
 株式会社健康会ヘルパーステーションしらかば（苫小牧市）
 有限会社みんと美幌ケアセンター（美幌町）
- 3 休止の届出
 サポートセンターゆー&あい（北見市）

北海道告示第2137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月19日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イエローグローブ森店 茅部郡森町字森川町228 - 45ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正 函館市港町3丁目18番15号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正 函館市港町3丁目18番15号 ほか2者

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年8月6日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,333㎡
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり
(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道渡島支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 届出年月日 平成15年12月5日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 1の(7)に同じ。
(2) 縦覧期間 平成15年12月19日(金)から平成16年4月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで)
(3) その他 縦覧については、森町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は森町へ問い合わせること。

北海道告示第2138号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月19日までに北海道空知支庁経済部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)栗山ショッピングセンター 夕張郡栗山町朝日4丁目31-1ほか
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役社長 村中 誠二
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役社長 村中 誠二
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号 ほか1者

- (4) 大規模小売店舗の新設する日 平成16年8月3日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,596㎡
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり
(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道空知支庁経済部商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 届出年月日 平成15年12月2日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 1の(7)に同じ。
(2) 縦覧期間 平成15年12月19日(金)から平成16年4月19日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで)
(3) その他 縦覧については、栗山町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は栗山町へ問い合わせること。

北海道告示第2139号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月19日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
中園タウンショッピングセンター 釧路市中園町10番1号ほか
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西22条北1丁目13番地
(3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)中園タウンショッピングセンター
(変更後)中園タウンショッピングセンター
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名
（変更前）

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社 福 原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社 ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
未定		

（変更後）

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社 福 原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社 ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
有限会社 ららら	釧路市若竹町18番21号	代表取締役 泉 洋一

- (4) 変更する年月日 平成15年11月20日
- (5) 変更する理由 未定小売業者が決定し、計画が確定したため

2 届出年月日 平成15年11月28日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課又は北海道釧路支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年12月19日（金）から平成16年4月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

北海道告示第2140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月19日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
中園タウンショッピングセンター 釧路市中園町10番1号ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治 帯広市西22条北1丁目13番地

- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数 （変更前）76台 （変更後）72台

(4) 変更する年月日 平成16年7月29日

- (5) 変更する理由 駐車場における来客自動車の出入庫を円滑にして安全性の向上を図るため及び出入口周辺に駐車しようとする来客自動車と交錯することを避けて、出入口から円滑かつ安全に出入庫できるようにするため

2 届出年月日 平成15年11月28日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課又は北海道釧路支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年12月19日（金）から平成16年4月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで。）

北海道告示第2141号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
中田スポーツ館 釧路市北大通7丁目1番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

丸榮商事株式会社 代表取締役 中田 賢次郎 釧路市末広町5丁目7番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,429㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日
平成14年4月30日

(6) 変更する理由 閉店のため

2 届出年月日 平成15年12月2日

北海道告示第2142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、栗沢町北斗北地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町朝日地区及び本郷地区（第1工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成15年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2144号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、豊頃町の長節等3単地区域における国土調査の成果（地籍図・地籍簿）を認証した。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

由仁土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15.11.25	監事	西田 貞義	夕張郡由仁町中三川796番地の2

美瑛土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15.11.26	理事	岡田 幸男	上川郡美瑛町字北瑛第2
同	同	水口 進	同 字美田第2

同 監 事 高 林 信 行 同 字 旭 第 6

北海道告示第2146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15.12.8	網走川土地改良区
同	北見土地改良区
同 15.12.9	穂別町土地改良区

北海道告示第2147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成14.6.26	理事	百瀬 勝	夕張市滝ノ上40番地

北海道告示第2148号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	登録有効期限
北海道第2796号	副産石灰肥料	副産石灰	80.0	アルカリ分80.0含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地 平成18.12.11

北海道告示第2149号

平成16年度北海道立農業大学の研修部門に係るニューリーダー養成研修（農業経営講座、地域づくり講座）、Uターン・新規参入者基礎研修を次のとおり実施する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 研 修 科 目

(1) ニューリーダー養成研修（農業経営講座）

- ア 研 修 期 間 1年以内
- (ア) 集 合 研 修 4期（計22日間）
- (イ) 農家留学研修 15日間
- イ 募 集 定 員 30人
- ウ 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、農業経営に関する専門的な知識や技術を習得させ、社会情勢の変化に対処できる幅広い視野と協調性を備えた農業者を養成する。
- エ 研 修 内 容 経営管理、農業会計、経営分析、経営計画、視察研修（事例研究）、農業技術研修

- オ 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。
 - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による高等学校の農業特別専攻課程を修了した者及び高等学校を卒業後、おおむね1年以上農業に従事した者
 - (イ) 法による短期大学及び大学を卒業した者
 - (ウ) 北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）が(ア)及び(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者

(2) ニューリーダー養成研修（地域づくり講座）

- ア 研 修 期 間 1年以内 集合研修 4期 計13日間
- イ 募 集 定 員 30人
- ウ 研 修 目 的 農業の若い担い手に対し、地域づくりに関する知識や手法を習得させ、幅広い視野と創造性を備えた地域のリーダーを養成する。
- エ 研 修 内 容 地域づくりの現状、地域実態調査の手法、地域の実態分析、地域計画の手法、地域計画作成、視察研修（事例研究）

- オ 受 講 資 格 次のいずれかに該当するおおむね30歳までの就農者とする。
 - (ア) ニューリーダー養成研修（農業経営講座）を修了した者
 - (イ) 前号に定める者と同等以上の知識・経験を有すると校長が認められた者

(3) Uターン・新規参入者基礎研修

- ア 研 修 期 間 1年以内 集合研修 4期 計16日間
- イ 募 集 定 員 20人
- ウ 研 修 目 的 他産業から農業へUターンして就農した者及び農業に新規参入を決意した者に対し、農業者として必要な基礎的農業知識・技術及び経営管理能力を習得させ、円滑な就農と経営の安定を図る。
- エ 研 修 内 容 農業基礎技術、農業技術課題研修、農業機械、経営管理

オ 受 講 対 象 者 次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 他産業からUターンして就農した者
- (イ) 新規に農業に参入した者又は参入を決意した者

2 受 講 申 込

(1) 受 講 申 込 手 続 受講を希望する者は、受講願書等を各地区農業改良普及センターに提出すること。

(2) 申 込 受 付 期 間 平成16年3月1日（月）から29日（月）まで

(3) そ の 他

ア 研修内容、受講申込手続等の詳細については、北海道立農業大学校のホームページ（<http://www.agri.pref.hokkaido.jp/college/index.htm>）に掲載する。

イ 問い合わせは、北海道立農業大学校教務部研修室（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線 242）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地1）又は支庁農業振興部農務課若しくは各地区農業改良普及センターに行うこと。

北海道告示第2150号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発生年月日
ヨ-ネ病	牛	患 畜	1	幌泉郡えりも町字歌別506番地の6	平成15.11. 4
同	同	同	1	河西郡芽室町伏美15線41番地	同
同	同	同	1	上川郡上川町字菊水856番地	同 15.11. 5
同	同	同	1	山越郡八雲町入沢429番地	同 15.11. 6
同	同	同	2	天塩郡豊富町字アチャルベシベ8041番地の4	同
同	同	同	2	同 字アチャルベシベ7941番地の2	同
同	同	同	2	厚岸郡浜中町茶内西9線86番地	同
同	同	同	1	様似郡様似町字新富331番地	同 15.11. 7
同	同	同	1	河東郡土幌町中音更西2線167番地の7	同 15.11.12
同	同	同	1	山越郡長万部町字静狩444番地の21	同 15.11.18
同	同	同	1	野付郡別海町美原18番地の11	同 15.11.25
同	同	同	2	河東郡鹿追町北鹿追北11線4番地76	同 15.11.27
同	同	同	3	同 音更町南住吉台7番地	同
同	同	同	1	天塩郡豊富町字徳満番外地	同 15.11.28
同	同	同	1	川上郡標茶町字ヌマオ口原野基線88番地7	同

北海道告示第2151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字珊内村106の4・字オブカル石56の乙・59（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、56、228、559、619、字ガケノ沢163

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡音別町字音別99の1（次の図に示す部分に限る。）、100から103まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び音別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2152号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市亀田大森町1の1・亀田中野町438（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 亀田郡七飯町字大川790・字東大沼670（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字幾寅2586（次の図に示す部分に限る。）、1336から1344まで、1348、1349、3351から3354まで、3376、3377、3381から3383まで、3401から3403まで、3420から3423まで、3491

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町岩尾552の1・暑寒沢830・別荘1480の1
（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡阿寒町字シアンヌ7の1、7の305、阿寒湖温泉一丁目7の306

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町床丹1の2・1の10・1の65（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1の24、1の70、

1の214、1の215、尾岱沼7の37

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

床丹1の2・1の10・1の65・1の215（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、尾岱沼7の37

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2153号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 登別市美園町6丁目47の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第2154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉110の3（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 帯広市基松町915の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町字紋別903の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2155号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡大成町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

- 熊石町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊石町(次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
熊石町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊石町(次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

10(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

奥尻町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥尻町(次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

11(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

奥尻町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

12(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

江差町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。)

13(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上ノ国町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

14(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上ノ国町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

15(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

17(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡幌延町字雄興143の3地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字雄興143の3地先（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北見市富里393の1・395の1・本沢688の1・704の1・705の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2157号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 三和技建	般-13 石第11118号	平成15.11.4
有限会社 中央テクノサービス	般-13 石第12364号	同 15.11.7
株式会社 リパーテック	般-13 石第12258号	同 15.11.11
札幌パイピング有限会社	般-10 石第16366号	同
有限会社 平技建	般-12 石第16254号	同 15.11.17
小杉鉄筋株式会社	般-13 石第4337号	同 15.11.19
株式会社 アキタ	般-12 石第13278号	同
株式会社 黒崎建設工業所	般-13 石第219号	同 15.11.20
有限会社 大映舗道	般-14 石第12803号	同 15.11.21
株式会社 モリ建商	般-14 石第14119号	同 15.11.26

有限会社 札幌藤建	般-11 石第16576号	同
千歳土建株式会社	般-14 石第1516号	同 15.11.27
株式会社 サッケン	般-11 石第15025号	同
有限会社 パリッシュ	般-14 石第16045号	同
北海道電子センター株式会社	般・特-14 後第693号	同 15.11.14
木村工務店	般-13 後第782号	同 15.11.18
三津橋産業株式会社	特-14 空第398号	同 15.11.14
大晃管建工業株式会社	般-14 空第884号	同
有限会社 伊藤興業	般-12 空第913号	同 15.11.28
川島建設株式会社	般・特-13 上第272号	同 15.11.4
アサヒ道路株式会社	特-12 上第1491号	同
株式会社 中川トラック	般-13 上第2399号	同 15.11.12
有限会社 新栄建設	般-12 留第524号	同 15.11.17
美幌工機株式会社	般-14 網第644号	同 15.11.21
株式会社 永浦工務店	般-14 胆第722号	同 15.11.27
有限会社 野村建内	般-14 胆第3616号	同
株式会社 弥生電工社	般-13 十第2455号	同 15.11.18
株式会社 三信工業	般-13 十第3070号	同 15.11.28

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 西川配管工業所	般-13 石第985号	平成15.11.6
株式会社 総合工建	般-14 石第17964号	同 15.11.10
株式会社 北建	般-14 石第6060号	同 15.11.20
有限会社 小向興建	般-12 石第16990号	同 15.11.28
株式会社 マルシン水島組	般-14 渡第3589号	同 15.11.18
株式会社 石橋組	般-13 上第41号	同 15.11.14
有限会社 ソリッドプロデュース	般-12 上第3969号	同
株式会社 不二技建	般-14 網第1412号	同 15.11.6
有限会社 伊藤左官工業所	般-12 網第1791号	同 15.11.14
有限会社 小山設備工業	般-14 十第2999号	同 15.11.19
有限会社 協和工管	般-10 十第3199号	同 15.11.25

北海道告示第2158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
乗 沢 南 幌 線 北海道札幌土木現業所	空知郡乗沢町字岐阜164番5地先から 空知郡乗沢町字岐阜3040番4地先まで	前	前	6.50mから	1,596.15m	—
				23.50mまで		
		前	前	13.00mから	1,308.93m	—
				130.00mまで		
		後	後	6.50mから	1,596.15m	—
				23.50mまで		
後	後	13.00mから	1,308.93m	—		
		130.00mまで				
旭 川 芦 別 線 北海道札幌土木現業所	芦別市常磐町721番21地先から 芦別市常磐町516番5地先まで	前	前	14.54mから	402.73m	—
				22.22mまで		
		後	後	18.60mから	402.73m	—
				23.67mまで		
		前	前	21.77mから	1,018.61m	一般国道38号
				25.39mまで		重複18.04m
後	後	21.98mから	1,018.61m	一般国道38号		
		28.38mまで		重複18.04m		
学園新十津川停車場線 北海道札幌土木現業所	樺戸郡新十津川町字総進56番13地先から 樺戸郡新十津川町字中央11番6地先まで	前	前	16.58mから	1,506.53m	—
				31.26mまで		
		後	後	16.82mから	1,506.53m	—
				31.26mまで		
		前	前	11.50mから	290.00m	一般国道5号
				20.20mまで		重複26.00m
後	後	17.20mから	290.00m	一般国道5号		
		21.20mまで		重複22.50m		
東大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡瀬棚町字東大里310番1地先から 瀬棚郡瀬棚町字東大里308番1地先まで	前	前	9.00mから	225.78m	—
				17.65mまで		
		後	後	12.75mから	224.88m	—
				75.71mまで		
		前	前	18.50mから	3,352.00m	一般国道36号
				101.00mまで		重複32.32m

幕 別 大 樹 線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字寿町2番60地先から 中川郡幕別町字軍岡71番45地先まで	前	前	35.42mから	3,317.29m	一般国道36号
				103.50mまで		重複33.29m
		後	後	18.50mから	3,352.00m	一般国道36号
				105.00mまで		重複32.32m
		後	後	35.42mから	3,317.29m	一般国道36号
				105.00mまで		重複33.29m
根 室 半 島 線 北海道釧路土木現業所	根室市友知57番1地先から 根室市友知81番3地先まで	前	前	10.90mから	752.96m	—
				27.45mまで		
		前	前	18.00mから	763.96m	—
				58.89mまで		
		後	後	10.90mから	752.96m	—
				27.45mまで		
後	後	18.00mから	763.96m	—		
		67.90mまで				
前	前	14.46mから	747.96m	—		
		27.01mまで				
後	後	14.46mから	747.96m	—		
		28.78mまで				
後	後	21.10mから	379.55m	—		
		46.63mまで				

北海道告示第2159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 江別恵庭線	江別市東野幌554番11地先から江別市東野幌565番5地先まで 江別市東野幌575番4地先から江別市東野幌620番1地先まで	平成15.12.19

北海道告示第2160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
別海厚岸線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町大字散布村字藻散布2番1地先から厚岸郡浜中町大字散布村字散布1番地先まで	前	前	14.00mから 68.54mまで	3,009.00m	—	
			後	16.67mから 100.00mまで	2,734.25m	—	
		後	前	14.00mから 68.54mまで	3,030.62m	—	
			後	16.67mから 100.00mまで	2,734.25m	—	
		洞爺虻田線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡虻田町字三豊237番地先から虻田郡虻田町字月浦15番1地先まで	前	51.91mから 119.54mまで	200.00m	—
				後	51.91mから 162.50mまで	200.00m	—

北海道告示第2161号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 出願の年月日 平成15年6月13日

(2) 出願者

ア 氏名又は名称 北海道

イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町382番地先の公有水面

イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面 積 1,614.45㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町382番地先

イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面 積 2,412.06㎡

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2(1) 出願の年月日 平成15年6月13日

(2) 出願者

ア 氏名又は名称 北海道

イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ

(3) 埋立区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町1番及び382番並びに字大磯町8番1、9番1及び10番並びに字本町103番9、110番1、115番4、117番5、117番6、117番8、118番1、118番2、118番3、119番1、119番2、119番4、119番5、119番6、119番7、120番1、120番3、120番5、121番1、122番1及び123番4地先の公有水面

イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面 積 (ア) 埋立区域 1,945.72㎡

(イ) 埋立区域 1,271.78㎡

(ウ) 埋立区域 50,642.20㎡

計 53,859.70㎡（海浜地盛土 14,796.51㎡）

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町1番及び382番並びに字大磯町8番1、9番1及び10番並びに字本町103番9、110番1、115番4、117番5、117番6、117番8、118番1、118番2、118番3、119番1、119番2、119番4、119番5、119番6、119番7、120番1、120番3、120番5、121番1、122番1及び123番4地先

イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面 積 A施行区域 115,340.36㎡

B施行区域 6,230.79㎡

計 121,571.15㎡

(5) 埋立地の用途

漁港施設用地

3(1) 出願の年月日 平成15年6月13日

(2) 出願者

ア 氏名又は名称 虻田町

イ 住 所 虻田郡虻田町字栄町58番

ウ 代表者の氏名 虻田町長 長崎 良夫

(3) 埋立区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町382番地先の公有水面

イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）
 ウ 面 積 (ア) 埋立区域 23,102.69㎡
 (イ) 埋立区域 3,391.76㎡
 計 26,494.45㎡

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 虻田郡虻田町字清水町382番地先
 イ 区 域 省略（縦覧図書のとおり）
 ウ 面 積 (ア) 施行区域 23,102.69㎡
 (イ) 施行区域 3,391.76㎡
 計 26,494.45㎡

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第2162号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

留萌市三泊町7急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町	地 番	標 柱 番 号
留萌市	三泊町 36番1	1
同	同 175番	2
同	同 1410番	3、4、5
同	同 1310番	6
同	同 357番	7
同	同 42番3	8
同	同 42番1	9
同	同 37番11	10

北海道告示第2163号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に

供する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中12の事項を次のように改める。

12 永豊・泊地区海岸の次の基点A - 1 から基点A - 14までの各点を順次に結ぶ線、基点A - 14と補点A - 15を結ぶ線、補点A - 15から補点A - 18までの各点を順次に結ぶ線及び基点A - 1と補点A - 18を結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点A - 1 字泊27番3北西角 (X = -143,526.591、Y = -15,083.294)
- 基点A - 2 基点A - 1から方向角172度00分12秒の方向6.68メートルの地点
- 基点A - 3 基点A - 2から方向角173度01分52秒の方向20.02メートルの地点
- 基点A - 4 基点A - 3から方向角165度58分39秒の方向10.11メートルの地点
- 基点A - 5 基点A - 4から方向角179度46分20秒の方向32.44メートルの地点
- 基点A - 6 基点A - 5から方向角187度36分29秒の方向22.50メートルの地点
- 基点A - 7 基点A - 6から方向角198度52分33秒の方向11.46メートルの地点
- 基点A - 8 基点A - 7から方向角201度39分12秒の方向11.49メートルの地点
- 基点A - 9 基点A - 8から方向角207度34分20秒の方向11.45メートルの地点
- 基点A - 10 基点A - 9から方向角213度18分04秒の方向11.43メートルの地点
- 基点A - 11 基点A - 10から方向角219度02分34秒の方向11.44メートルの地点
- 基点A - 12 基点A - 11から方向角227度25分28秒の方向2.49メートルの地点
- 基点A - 13 基点A - 12から方向角325度43分28秒の方向21.65メートルの地点
- 補点A - 14 基点A - 13から方向角47度13分57秒の方向8.07メートルの地点
- 補点A - 15 基点A - 14から方向角317度13分38秒の方向12.50メートルの地点
- 補点A - 16 基点A - 4から方向角273度59分27秒の方向96.41メートルの地点
- 補点A - 17 基点A - 3から方向角274度10分24秒の方向87.14メートルの地点
- 補点A - 18 基点A - 1から方向角264度00分00秒の方向41.12メートルの地点

3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中21の事項を22の事項とし、13の事項から20の事項までを1事項ずつ繰り下げ、12の事項の次に次の事項を加える。

13 永豊・泊地区海岸の次の基点B - 1から基点B - 20までの各点を順次に結ぶ線、基点B - 20と補点B - 21を結ぶ線、補点B - 21から補点B - 24までの各点を順次に結ぶ線、補点B - 24と基点B - 25を結ぶ線、基点B - 25と基点B - 26を結ぶ線及び基点B - 1と基点B - 26を結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点B - 1 字泊1番3北西境界線と本別川河川敷の交点 (X = -143,694.625、Y = -15,125.045)

基点B - 2 基点B - 1 から方向角236度57分18秒の方向72.50メートルの地点
 基点B - 3 基点B - 2 から方向角236度58分36秒の方向63.21メートルの地点
 基点B - 4 基点B - 3 から方向角187度36分22秒の方向22.43メートルの地点
 基点B - 5 基点B - 4 から方向角179度50分24秒の方向25.05メートルの地点
 基点B - 6 基点B - 5 から方向角190度40分54秒の方向29.88メートルの地点
 基点B - 7 基点B - 6 から方向角213度53分55秒の方向19.42メートルの地点
 基点B 7 - 1 基点B - 7 から方向角185度25分14秒の方向30.61メートルの地点
 基点B - 8 基点B 7 - 1 から方向角217度15分59秒の方向21.48メートルの地点
 基点B - 9 基点B - 8から方向角192度00分58秒の方向7.63メートルの地点
 基点B - 10 基点B - 9から方向角105度07分04秒の方向1.90メートルの地点
 基点B - 11 基点B - 10から方向角224度58分10秒の方向9.27メートルの地点
 基点B - 12 基点B - 11から方向角222度23分54秒の方向20.06メートルの地点
 基点B - 13 基点B - 12から方向角225度32分48秒の方向20.00メートルの地点
 基点B - 14 基点B - 13から方向角226度58分24秒の方向40.00メートルの地点
 基点B - 15 基点B - 14から方向角228度26分08秒の方向40.01メートルの地点
 基点B - 16 基点B - 15から方向角224度53分14秒の方向335.16メートルの地点
 基点B - 17 基点B - 16から方向角264度14分40秒の方向37.89メートルの地点
 基点B - 18 基点B - 17から方向角240度20分57秒の方向71.37メートルの地点
 基点B - 19 基点B - 18から方向角9度57分30秒の方向9.13メートルの地点
 基点B - 20 基点B - 19から方向角333度26分27秒の方向21.72メートルの地点
 基点B - 26 基点B - 1から方向角325度43分39秒の方向29.24メートルの地点
 基点B - 25 基点B - 26から方向角227度13分36秒の方向8.11メートルの地点
 補点B - 21 基点B - 20から方向角10度29分52秒の方向152.65メートルの地点
 補点B - 22 基点B - 15から方向角266度31分29秒の方向139.56メートルの地点
 補点B - 23 基点B - 2から方向角343度26分50秒の方向119.02メートルの地点
 補点B - 24 基点B - 25から方向角317度13分26秒の方向12.50メートルの地点

北海道告示第2164号

千歳市から、千歳恵庭圏都市計画事業千歳市根志越第二土地区画整理事業に係る換地処分の一部を取り消し、新たにその取消部分について換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第2165号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 口座振替依頼ハガキ（自動車税用） 2,124,950枚
- (2) 口座振替依頼ハガキ（自動車税以外用） 55,750枚

2 落札を決定した日

平成15年12月10日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社イセトー
- (2) 住所 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552

4 落札金額

33,041,775円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道告示第1919号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道出納局物品管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道社会貢献賞

功績の内容 交通安全功労者

市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名
札幌市中央区	小 飼 正 樹	蘭 越 町	柏 民 重 春
同 北 区	酒 井 茂	古 平 町	櫻 田 堤 一
同 豊平区	小 川 悦 郎	富 良 野 市	石 井 勇
函 館 市	高 橋 誠 一	同	柿 原 登
同	長谷川 士 郎	増 毛 町	柳 田 行 則

初山別村	大西信義	上士幌町	坂井良平
浜頓別町	渡辺ユキ子	釧路市	笹森兼太郎
礼文町	泉田良一	厚岸町	内村悠児
東藻琴村	水戸信夫	別海町	相山幸雄
静内町	永井秀雄	旭川市	旭川市北星交通安全協会

善 行 賞

功績の内容 交通安全実践者

市(区)町村名	氏名又は団体名	市(区)町村名	氏名又は団体名
札幌市中央区	大西一之	共和町	前佛定一
同	大物泰男	同	高橋進
札幌市北区	米田弘	同	森捷正
同 白石区	後藤松義	砂川市	宮本厚志
同	山本勇	深川市	加藤孝一
同 豊平区	荒井秀夫	同	近藤俊一
同	大柏太郎	南幌町	高松武史
同	北野禮司	長沼町	世登守司
同	富田勝	栗山町	獅子堀重孝
同	山田榮作	同	本間悦夫
同	山根博	同	宮本孝重
札幌市清田区	長内一夫	旭川市	今村清平
函館市	志村光一	同	岩寺榮吉
同	下山幸治	同	久保幸夫
同	成田邦也	同	柴田福一
同	本名源伍	同	長谷川清
同	松谷勇	同	本間文雄
同	三上喜紀	名寄市	小倉満司
上ノ国町	金子幸夫	富良野市	千葉健一
同	細川鶴一	愛別町	黒田博
乙部町	工藤一成	風連町	谷勝
熊石町	黒田鐵博	苫前町	小倉恵子
同	成田昭雄	同	山本啓一
蘭越町	菅原司	初山別村	九里泰
二セコ町	郡司一夫	稚内市	阿部正
共和町	小形昇	猿払村	川谷英夫

浜頓別町	橋本孝	音更町	森本キミエ
中頓別町	佐藤信一	士幌町	岩館マサ
豊富町	久保栄一	同	木下邦男
礼文町	熊木勝雄	上士幌町	野々村敏三
北見市	白幡隆	新得町	高橋雪雄
同	西嶋正吾	同	竹浦隆
同	高橋智	同	西川健
清里町	新山博子	豊頃町	青木邦雄
置戸町	十河一義	同	太田隆
白滝村	棚橋昌司	同	加藤敏陽
苫小牧市	小泉幸一	釧路市	黒川清二郎
同	長野定男	同	今野弘
白老町	濱中健一	同	藤田幸三
同	山本哲三	同	山本弘
厚真町	木下八重子	同	吉崎俊治
静内町	夏目勇	釧路町	加藤徳男
同	八木澤松雄	同	鈴木英雄
浦河町	鈴木誠	同	橋詰文明
同	田村芳次	厚岸町	廣瀬松男
同	百井孝士	弟子屈町	小家山勝
様似町	浅野昭吉	白糖町	堀籠カツ子
帯広市	齊藤勝治	別海町	阿部準一
同	島正二	同	井上晴男
同	橋本忠雄	同	河合明美

平成15年第4回北海道議会定例会で議決を経た平成15年度補正予算の要領は、次のとおりである。

なお、「次のとおり」は、省略し、行政情報センター及び各支庁総務部総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。

また、「次のとおり」については、北海道のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.jp/menu.html>) 上に掲載する。

平成15年12月19日

北海道知事 高橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道宗谷支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年12月19日

北海道宗谷支庁長 佐藤 俊 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市朝日5丁目1478-19の内 ほか4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市朝日5丁目11番11号 株式会社アシストホール稚内 代表取締役 寺本 幸男
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年7月9日 宗建指第15-2号指令

北海道網走支庁告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月19日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

堆肥攪拌機 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成16年3月19日

- (4) 納入場所 北海道網走支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 北海道網走支庁総務部会計課）

- (2) 入札日時 平成16年2月3日 午前11時（送付による場合は、平成16年2月2日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札、及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道網走支庁総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 093-8585 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0142-44-7171 内線 2225

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Composuto Mixer Specification 1

(Rotary mixing system)

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., February 3, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than February 2, 2004)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department.

Abasiri Subprefectural Office, Hokkaido Government

Kita 7-jo, Nisi 3-Chome, Abasirishi, Hokkaido, post code 093-8585 Japan

Phone : 0152-44-7171 Extension 2225

北海道十勝支庁告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年12月19日

北海道十勝支庁長 近藤光雄

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

(1) マニアスプレッダ 9.0 t 級 3台

(2) マニアスプレッダ 6.4 t 級 1台

2 落札を決定した日

平成15年10月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 株式会社北海道クボタ

イ 住 所 札幌市西区西町北16丁目1番1号

(2)ア 氏 名 株式会社サセキ北海道

イ 住 所 札幌市手稲区新発寒5条1丁目5番1号

4 落札金額

(1) 9,072,000円

(2) 1,837,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道十勝支庁告示第19号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道釧路支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年12月19日

北海道釧路支庁長 高橋英明

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 阿寒郡阿寒町字舌辛原野22線北42番36の内、42番37の内（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号 阿寒町長 中島 守一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年5月13日 釧建指第15-1号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月19日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

アルミノ・イメージアナライザー 一式

イ 自動核酸精製装置 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成16年2月6日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入札日時
ア ルミノ・イメージアナライザー 平成15年1月7日（水）午前11時10分
イ 自動核酸精製装置 同 午前11時20分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成15年1月6日（火）
- (2) 提出場所 3に同じ。
- 11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253
- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道旭川土木現業所告示

北海道旭川土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月19日

北海道旭川土木現業所長 田島正則

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 52台 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借上期間 平成16年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年2月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所
 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時
 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川合同庁舎3階講堂
 (2) 入 札 日 時 平成15年1月14日 午後1時30分
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金
 入札保証金は免除する。

6 郵便又は電報による入札
 認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 (2) 交 付 方 法 3の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
 要

10 入札参加申込書の提出
 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 (1) 提 出 期 限 平成16年1月8日
 (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他
 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同事業者である場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同事業者消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4116

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (5) この入札の執行は、公開で行う。
 (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第15号
 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成15年12月19日
 北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛

1 調達をする物品等の名称及び数量
 (1) パーソナルコンピューター式 42台×1校（普通科）
 (2) パーソナルコンピューター式 9台×1校（聾学校）

2 落札を決定した日
 (1) 平成15年11月27日
 (2) 平成15年12月2日

3 落札者の氏名及び住所
 (1)及び(2)
 ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
 イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号

4 落札金額（1月当たりの単価）
 (1) 217,500円
 (2) 56,000円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の公告

<p>平成15年北海道教育庁後志教育局告示第14号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目</p>	<p>道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成15年12月19日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 佐野文男</p>
<p>道教育庁空知教育局告示</p>	
<p>北海道教育庁空知教育局告示第11号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成15年12月19日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁空知教育局長 松尾昭房</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) パーソナルコンピュータ（普通科高等学校）一式 106台</p> <p>(2) 同（高等養護学校）一式 18台</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>平成15年11月21日（金）</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 1の(1)に係る落札者</p> <p>ア 氏名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役 大石 卓司</p> <p>イ 住所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号</p> <p>(2) 1の(2)に係る落札者</p> <p>ア 氏名 住商リース株式会社 代表取締役 田中 稔</p> <p>イ 住所 大阪市中央区北浜4丁目5番33号</p> <p>4 落札金額（1月当たりの単価）</p> <p>(1) 1の(1)に係る落札金額 565,635円</p> <p>(2) 1の(2)に係る落札金額 119,700円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成15年北海道教育庁空知教育局告示第9号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目</p>	<p>北海道公安委員会規則第9号</p> <p>道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第77条」を「第77条の2」に改める。</p> <p>第12条第1項中「安全運転学校」の次に「（指定講習機関（法第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）が行う取消処分者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）」を加え、同条第3項中「公安委員会」の次に「（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関）」を加え、「自動車」を「自動車等」に改める。</p> <p>第13条を次のように改める。</p> <p>（講習指導員の要件）</p> <p>第13条 公安委員会が行う取消処分者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。</p> <p>(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。</p> <p>(2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。</p> <p>(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。</p> <p>(4) 人格、識見ともに優れていること。</p> <p>第13条の2第1項中「添付して公安委員会」の次に「（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関。次項及び第3項において同じ。）を加え、同条第2項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、指定講習機関は、当該証書の写しを公安委員会に送付するものとする。</p> <p>第13条の2第4項中「公安委員会」の次に「（指定講習機関が交付した取消処分者講習終了証書の再交付を受けようとする者にあつては、直接、当該指定講習機関）」を、「取消処分者講習終了証書再交付申請書（別記様式第5号の2）により」の次に「、当該証書の再交付を」を加える。</p> <p>第18条第5号イ中「実施する」の次に「、新任運転適性指導員研修（平成14年国家公安委員会告示第36号により国家公安委員会が指定した講習をいう。第77条の2第1項第1号において同じ。）」を加える。</p> <p>第31条の3第4項中「（法第108条の4第1項の指定講習機関をいう。以下同じ。）」を</p>
<p>道公安委員会規則</p>	

削る。

第43条第1項中「同条」を削り、同項第12号を削る。

第63条第1項を次のように改める。

公安委員会は、取消処分者講習については、公安委員会が行うもののほか、指定講習機関を指定し当該指定講習機関に行わせるものとする。この場合において、指定講習機関に行わせる取消処分者講習は、当該講習を受けようとする者のうち、次の各号のいずれにも該当する者を対象とするものに限るものとする。

(1) 法第90条第7項、第103条第6項又は第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者

(2) 第108条の2第1項第2号に規定する処分を初めて受けた者

第69条の見出し中「運転適性指導員等」の次に「の審査」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の審査に合格した者に対しては、当該審査の種別に応じ、運転適性指導員審査合格証（別記様式第31号）又は運転習熟指導員審査合格証（別記様式第31号の2）を交付するものとする。この場合において、公安委員会は、合格者を登載した運転適性指導員等合格者名簿（別記様式第31号の3）を作成するものとする。

第69条の次に次の1条を加える。

（運転適性指導員の審査の対象等）

第69条の2 指定規則第5条第5号に規定する審査（次項において「審査」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、取消処分者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）

(2) 講習規則第6号第1項各号に掲げる講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修と同程度の研修を受け、運転適性指導員についての十分な技能及び知識があると認められるもの

2 審査の方法は、書面審査、実技審査及び面接審査とする。

第72条中「講習結果報告書（別記様式第36号）」を「、当該講習の種別に応じ、取消処分者講習結果報告書（別記様式第36号）又は初心運転者講習結果報告書（別記様式第36号の2）」に改める。

第77条の次に次の1条を加える。

（新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習）

第77条の2 公安委員会は、次に掲げる者に対し、公安委員会における取消処分者講習の実

施現場の観察学習、講習補助等を経験させる実務実習（以下「実務実習」という。）を実施するものとする。

(1) 新任運転適性指導員研修の終了者で、運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下この項において同じ。）として講習に従事することを予定している者

(2) 公安委員会が行う運転適性指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している者

(3) 公安委員会が実務実習の必要性があると認めた運転適性指導員

(4) 指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった運転適性指導員

2 公安委員会は、前項各号に掲げる実務実習の対象者（以下「実習生」という。）の早期把握に努め、把握した都度、取消処分者講習に係る実務実習通知書（別記様式第42号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対して通知するものとする。

3 公安委員会は、実務実習の結果について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書（別記様式第43号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所		経 由 先
	方面別	警 察 署 別	
法第108条の2第1項第2号 規則第13条の2第1項 (取消処分者講習の申出)	札 幌	各警察署管内	北海道警察本部交通部運転免許センター 運転免許試験課又は住所地を管轄する警察署
法第108条の2第1項第3号 規則第26条第1項 (停止処分者講習の申出)	函 館	各警察署管内	函館方面本部運転免許課又は住所地を管轄する警察署
法第108条の2第1項第8号 規則第26条の9 (原付講習受講の申込み)	旭 川	各警察署管内	旭川方面本部運転免許課又は住所地を管轄する警察署
	釧 路	各警察署管内	釧路方面本部運転免許課又は住所地を管轄する警察署
	北 見	各警察署管内	北見方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署

別表2

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所		経 由 先
	方面別	警 察 署 別	
法第108条の2第1項第9号 規則第31条第1項 (指定自動車教習所職員講習 受講の申請) 法第108条の2第1項第4号、 第5号、第6号、第7号及び 第8号の2 規則第26条の5 (免許取得時講習の申込み) 法第108条の2第1項第13号 規則第36条の11 (違反者講習受講の申出)	札 幌	各警察署管内	北海道警察本部交通部運転免許センタ ー運転免許試験課
	函 館	各警察署管内	函館方面本部運転免許課
	旭 川	各警察署管内	旭川方面本部運転免許課
	釧 路	各警察署管内	釧路方面本部運転免許課
	北 見	各警察署管内	北見方面本部交通課

別記様式第4号中の「公安委員会 殿」を「実施機関名 殿」に、

講 習 日	年 月 日	を

講 習 日	年 月 日	に、

(収入証紙ちょう付欄)	を

(収入証紙ちょう付欄)	に改める。
(指定講習機関の講習にあっては別納)	

別記様式第5号中「公安委員会」を「実施機関名」に改める。
 別記様式第5号の2の中「公安委員会」を「実施機関名」に改める。
 別記様式第31号を次のように改める。

別記様式第31号 (第69条関係)

第 号	運 転 適 性 指 導 員 審 査 合 格 証
住 所 氏 名	
	年 月 日生
	上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定 する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に 関する審査に合格した者であることを証する。
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

別記様式第31号の次に次の2様式を加える。

別記様式第31号の2 (第69条関係)

第 号	運 転 習 熟 指 導 員 審 査 合 格 証
住 所 氏 名	
	年 月 日生
	上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定 する公安委員会が行う運転習熟指導(普通 大型二輪 普通二 輪 原付)についての技能及び知識に関する審査に合格した者 であることを証する。

1	住所					効果測定結果	
	免許証番号		講習指導員氏名		管理番号		
2	氏名	生年月日		性別	男・女	講習の種類別	普・自・原 通二付
	住所					効果測定結果	
3	氏名	生年月日		性別	男・女	講習の種類別	普・自・原 通二付
	住所					効果測定結果	
	免許証番号		講習指導員氏名		管理番号		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

別記様式第41号の次に次の2様式を加える。

別記様式第42号（第77条の2関係）

第 号	取消処分者講習に係る実務実習通知書
	年 月 日
指定講習機関名	
管 理 者 殿	
	公安委員会 <input type="checkbox"/> 印
<p>運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保する必要があるため、道路交通法第108条の8第2項の規定により、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。</p>	

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

詳細は別途連絡

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

別記様式第43号（第77条の2関係）

第 号	取消処分者講習に係る実務実習結果通知書	
	年 月 日	
指定講習機関名		
管 理 者 殿		
	公安委員会 <input type="checkbox"/> 印	
<p>第 号により通知した実習生 に対する実務実習の結果については、下記のとおりであるから通知する。</p>		
項 目	理 解 度	指 導 力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A B C D E	A B C D E
運転適性検査器材使用による指導	A B C D E	A B C D E
実車、シミュレーターによる指導	A B C D E	A B C D E
(連絡事項)		
.....		
.....		
.....		
.....		

「理解度」及び「指導力」の欄の「ABCDE」は、「A」は優秀、「B」は優良、「C」は良好、「D」は普通、「E」は要指導を示す。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第163号

平成11年北海道公安委員会告示第34号（風俗営業の営業時間の特例の日の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年12月19日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

表中

1	25、26、27	帯広氷まつり	帯広市
2	6、7、8、9、10、11、12	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	8、9、10、11、12	旭川冬まつり	旭川市
2	9、10、11、12	オホーツク流氷まつり	網走市
5	12、13、14	夕張神社祭典	夕張市

を

1	24、25、26	帯広氷まつり	帯広市
2	2、3、4、5、6、7、8、9	旭川冬まつり	旭川市
2	6、7、8、9、10、11、12	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	8、9、10、11、12	オホーツク流氷まつり	網走市
5	10、11、12	夕張神社祭典	夕張市

に改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第174号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月19日

北海道警察本部長 芦刈勝治

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「運転適性指導員（以下「運転適性指導員」という。）」を「講習指導員（指定講習機関（法108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。）が行う講習にあっては、同項第1号に規定する運転適性指導員。以下「講習指導員等」という。）」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「第6条」を「第5条」に改める。

第8条第1号を削り、同条第2号中「運転適性指導員」を「講習指導員等」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第9条を次のように改める。

（講習会場の表示）

第9条 講習の会場には、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習にあっては「取消処分者講習会場 公安委員会」と、指定講習機関が行う講習にあっては「公安委員会指定講習機関取消処分者講習会場」と当該会場の入口に看板等で表示するものとする。

第10条中「安全運転学校の」を削る。

第11条第2号中「各安全運転学校」の次に「及び指定講習機関」を、「毎月」の次「2回から」を加える。

第12条第1項中「方面本部」の次に「並びに指定講習機関」を加え、「講習実施責任者」を「講習の実施責任者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 責任者には、警察本部にあっては運転免許試験課長、方面本部にあっては運転免許課長（北見方面本部にあっては交通課長）、指定講習機関にあっては管理者をもって充てるものとする。

第13条の見出し中「運転適性指導員」を「講習指導員」に改め、同条中「運転適性指導員」を「講習指導員について」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（実務実習の実施基準）

第13条の2 規則第77条の2第1項に規定する実務実習は、取消処分者講習に係る実務実習実施基準（別表4）に従い、その内容及び時間を定めた実務実習案を作成の上、計画的に実施するものとする。

第15条中「責任者」の次に「（指定講習機関の責任者を除く。第18条第1項において同

じ。)」を加え、同条第3項中「取消処分者講習申請書」を「取消処分者講習受講申請書」に、「申し込み」を「申込み」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定講習機関が行う講習に係る手数料の納付方法については、指定講習機関の定めるところによる。

第16条中「運転適性指導員」を「講習指導員等」に改める。

第17条を次のように改める。

(終了証書の副本の作成等)

第17条 責任者は、規則第13条の2第2項の規定により同項に規定する取消処分者講習終了証書(次条において「終了証書」という。)を交付するときは、当該証書の副本(写真をちよう付したもの)を作成し、保管するものとする。

第18条第1項中「第13条の2第5項に規定する取消処分者講習終了証書」を「第13条の2第4項の規定による終了証書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 責任者は、規則第13条の2第4項の規定による終了証書の再交付の申請に対し、終了証書を再交付するときは、当該証書の右側上部に「再交付」と朱書きし、受講者名簿の備考欄に再交付した旨を記載しておくものとする。

別表3を次のように改める。

別表3 (第7条関係)

取消処分者講習実施基準

四輪車用

日	時限	講 習 科 目	講 習 細 目	留 意 事 項	時 間	形 式	担 当 者	講 習 資 材	備 考
第1日	1	1 運転適性検査	(1) 開講 (2) 運転適性検査	講習の目的と、その日程について、簡単に説明する。 運転適性検査を実施する。	60分	全 員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	2	2 導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直になれる雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くように配慮する。	60分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者は、運転適性検査を採点し診断票を作成する。
	3	3 性格と運転の概説	性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	運転適性検査結果と結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全 員	1人	OHP 投影機等	
	4	4 運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘して事故を起	自らの運転の仕方を反省する必要があることを示唆し、弱点が車の運転に表れないようにするための方法を助言する。	120分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人		

5				こしやすい要素が自らの中にあることを示唆する。					処分事由となった事故・違反と運転適性診断結果とを結び付けて考えるよう示唆し、安全運転実行のこつを助言する。					
6	5	運転技能診断 (第1回目)	(1) 運転技能診断のねらいと心構えの説明 (2) 路上又は場内での運転技能診断 (3) チェックリストによる長所・短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に助言し、その技術を指導する。	120分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人		普通乗用自動車	仮免許を有する受講者～路上 仮免許を有しない受講者～場内				
7														
第2日	1	1 運転適性についての診断・指導		運転について必要な適性に関する診断をその診断結果に基づき指導する。	90分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人		運転シミュレーター、運転適性検査器材					
	2	2 運転技能診断 (第2回目)	(1) 場内での運転技能診断を、前日と同じメンバーで行う。 (2) 走行前の助言 ① 広い範囲を見ること。 ② 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 ③ 歩行者・自転車等に不安を感じたときは、減速を考慮して運転すること。	運転シミュレーターの操作により、危険場面を疑似体験させて運転の危険性を診断し、その結果に基づき危険に対する予知運転について指導する。 運転適性検査器材により運転適性について診断し、その結果に基づき安全運転の心構えを指導する。	150分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人		普通乗用自動車					
	3													
	4													
	5	3 安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断書及び運転技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 路上又は場内での訓練結果から改善されたものと、今後気を	運転適性診断書及び運転技能診断書を見せながら、自らの長所・短所を冷静にみつめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の心の動きを抑制する必要があることを指導する。	60分	グループ (3人別)	受講者3人につき、担当者1人							

5	3 安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性診断書及び運転技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 場内での訓練結果から改善されたものと、今後気をつけるべき事柄を指導する。 (3) 危険予知運転の大切さ、社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性診断書及び運転技能診断書を見せながら自らの長所・短所を冷静にみつめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の心の動きを抑制する必要があることを指導する。 事故を起こしたくない気持ちを心の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	グループ (3人別)	受講者 3人につき、担当者1人		
6	4 講習から得られたものは何か	講習で何を得られたかを中心課題として、心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握し、運転時の意識の在り方の大切さを示唆し理解を得る。	質疑応答等により、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではなく、毎日を訓練のつもりで運転すること。 (2) 状況の変化には、一呼吸早目の減速で応ずること。 (3) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。 講習で心に残ったもの、受講後の改善意欲について感想文を作成する。	60分	全員	1人	進め方の形式は、こだわらないこと。 受講者は、何かに気づき、講習に対するよい印象を抱いている可能性があるため、その気持ちを大事にしながら、講習を終了させる。	

別表3の次に次の1表を加える。

別表4 (第13条の2関係)

取消処分者講習に係る実務実習実施基準

回数	日 目	実 習 科 目	実 習 内 容	注 意 事 項 等	時 間	
					小 計	計
		1 実務実習の目的等に関する教養	1 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況と違反実態 3 取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査、安全カウンセリングの重要性	初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	

-	1	2 実習生の修得状況の確認	5 実務実習実施上の留意事項	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等の確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認	実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。	8
1	2	1 実務実習	1 講習指導案に基づく内容(1日目)	1 講習指導案に基づく内容(1日目)	毎回1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分
	3	1 実務実習	1 講習指導案に基づく内容(2日目)	1 講習指導案に基づく内容(2日目)	講習の実践は第1回目2日目を以降からとする。	6
		2 質疑・指導	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等	1 講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		30分
2	4	第1回目と同様	第1回目と同様	第1回目と同様		-
	5	第1回目と同様	第1回目と同様	第1回目と同様		14
	6	1 実務実習	第1回目と同様	第1回目と同様		7
		2 質疑・指導	第1回目と同様	第1回目と同様		30分
	3	1 実務実習	第1回目と同様	第1回目と同様		6
		2 実習結果検討会	1 講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	1 講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催	実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。	30分
	7					14
計	7					50

ダンプトラックによる作業	3,160円
道路作業車による作業	2,730円
普通作業員による作業	2,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道警察本部告示第130号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第176号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年12月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

ユーロコプター式A S365N 2型機体 (だいせつ1号) 10年定期点検 一式

2 落札を決定した日

平成15年10月21日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社ジャムコ

(2) 住所 東京都三鷹市大沢6丁目11番25号

4 落札金額

40,425,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道警察本部告示第120号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

